

いきいき支援センターが委託した居宅介護支援事業所が変更する場合等に係る
取り扱いについて

＜確認申請書の再提出の要否＞

①要支援(いきいき支援センターは変更しない)の場合

変更前居宅介護(予防)支援事業所	変更後居宅介護(予防)支援事業所	確認申請書の再提出の有無
いきいき支援センター	委託先居宅介護支援事業所A	不要
委託先居宅介護支援事業所A	いきいき支援センター	不要
委託先居宅介護支援事業所A	委託先居宅介護支援事業所B	不要

※いずれも変更前居宅介護(予防)支援事業所から確認申請書が提出されている前提。

※いきいき支援センターが変更になる場合は、確認申請書の提出が必要。

②要支援→要介護の場合

変更前居宅介護(予防)支援事業所	変更後居宅介護支援事業所	確認申請書の再提出の有無
いきいき支援センター	居宅介護支援事業所A	必要
委託先居宅介護支援事業所A	居宅介護支援事業所A	不要
委託先居宅介護支援事業所A	居宅介護支援事業所B	必要

※いずれも要支援時の居宅介護(予防)支援事業所から確認申請書が提出されている前提。

③要介護→要支援の場合

変更前居宅介護支援事業所	変更後居宅介護(予防)支援事業所	確認申請書の再提出の有無
居宅介護支援事業所A	いきいき支援センター	必要
居宅介護支援事業所A	委託先居宅介護支援事業所A	不要
居宅介護支援事業所A	委託先居宅介護支援事業所B	必要

※いずれも要介護時の居宅介護支援事業所から確認申請書が提出されている前提。

★①において、いきいき支援センターからの委託を終了する場合、いきいき支援センターが確認申請書を提出していても、居宅予防支援事業所からの確認申請書の再提出が必要です。

変更前(確認申請書提出)	変更後	委託終了後	確認申請書再提出の有無
いきいき支援センター	委託先居宅介護支援事業所A	居宅予防支援事業所A	必要